

国土交通省における物流標準化について

国土交通省 物流・自動車局
物流政策課



目次

01

総合物流施策大綱

2030年に向けた政策の方針

02

標準化とは

標準化の概要とその意義

03

国土交通省の取組

国が進める物流標準化

- **物流**を単なるコストではなく、**新たな価値を創造するサービス**として捉え直し、**より上質で魅力ある産業へと転換**させるため、**次期「総合物流施策大綱」**を策定。

我が国の社会経済全体が直面する現状・課題

- 本格化する**人口減少**や**担い手不足**
- 社会全体の**デジタル化**や**イノベーション**
- **気候変動問題**や**カーボンニュートラル**
- **国際競争力の低下**や**不確実性が高まる国際情勢**
- **大規模自然災害**や**インフラの老朽化**

物流を取り巻く現状・課題

- 「物流革新に向けた**政策パッケージ**」等に基づく**官民での取組の成果**により、**2024年度の約14%の輸送力不足を概ね克服し、2024年度を越えても物流の機能を維持**
- 一方で、2030年度までの**物流革新の「集中改革期間」**において、今後、**担い手不足が深刻化**する中で、**必要な物流の機能を維持するための施策の具体化・深度化が必要**

今後の物流政策の方向性

- 2030年度までの**物流革新の「集中改革期間」**において、従来にない対策を抜本的かつ計画的に講じることにより、**将来にわたって物流の持続可能性を確保**していくとともに、**我が国の成長エンジン**や**公共性の高いサービス**としての**物流のポテンシャルを最大限に引き出す**ことが求められる。
- こうした認識の下、**次期「物流大綱」が目指すべき今後の物流政策**を、下記の**5つの観点に分類**し、国のみならず、物流事業者、発着荷主、一般消費者をはじめとした**物流に携わるすべての関係者が一致団結**して、**物流の未来を切り拓く更なる飛躍の5年間**となるよう、**責任と覚悟**を持って、**一気呵成**に施策を推進。
 - 1 サービスの供給制約に対応するための**徹底的な物流効率化**
 - 2 物流全体の最適化に向けた**商慣行の見直し**や**荷主・消費者の行動変容**、**産業構造の転換**
 - 3 持続可能な物流サービスの提供に向けた**物流人材の地位・能力の向上**と**労働環境の改善**
 - 4 物流に携わる多様な関係者の連携・協力による**物流標準化**と**物流DX・GX**の推進
 - 5 厳しさを増す国際情勢や自然災害等に対応した**サプライチェーンの高度化・強靱化**

今後取り組むべき施策

1



サービスの供給制約に対応するための徹底的な物流効率化

- ・ **物流ネットワークの自動化・省人化**の推進（自動運転トラック、自動物流道路など）
- ・ 効果的な物流体系の構築に向けた**インフラ整備**や**新モダルシフト**等の推進
- ・ 地域の**ラストマイル配送等の持続可能な提供**の維持・確保

2



物流全体の最適化に向けた商慣行の見直しや荷主・消費者の行動変容、産業構造の転換

- ・ 改正物流法等を通じた**荷主・物流事業者・消費者等の連携・協力**の強化
- ・ 適正な運賃収受等に向けた**価格転嫁の円滑化と取引環境の適正化**の推進
- ・ トラック適正化2法等を通じた**トラック運送業界全体の構造転換**の推進

3



持続可能な物流サービスの提供に向けた物流人材の地位・能力の向上と労働環境の改善

- ・ トラック・倉庫・鉄道・船舶・港湾・航空等の**物流人材の確保・育成、労働環境の改善、生産性向上**の推進
- ・ **トラックドライバーの休憩環境**の改善 ・ **輸送の安全確保**に向けた対策 等

4



物流に携わる多様な関係者の連携・協力による物流標準化と物流DX・GXの推進

- ・ フィジカルインターネットの実現を見据えた**物流標準化・デジタル化**の推進
- ・ 持続可能な地球環境やカーボンニュートラルの実現に向けた**サプライチェーン全体の脱炭素化**の推進

5



厳しさを増す国際情勢や自然災害等に対応したサプライチェーンの高度化・強靱化

- ・ サプライチェーンの高度化を通じた**我が国の物流の国際競争力強化**の実現（港湾・航空ロジスティクスの強化など）
- ・ 我が国の物流システムにおける**経済安全保障**や**サイバーセキュリティ**等の確保
- ・ 大規模自然災害等に備えた**物流ネットワークの強靱化**

総合物流施策大綱(2026年度～2030年度)に基づき今後取り組むべき施策①

1 サービスの供給制約に対応するための徹底的な物流効率化

(1) 物流ネットワークの自動化・省人化の推進

① 自動運転トラック等の革新的車両の導入促進のための環境整備



レベル4 自動運転トラックの早期実装の推進



ダブル連結トラックの複数事業者間での運用

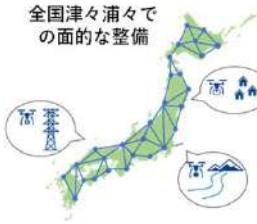
② デジタルライフラインの全国整備と連携した物流サービスの実装加速



自動運転サービス支援道

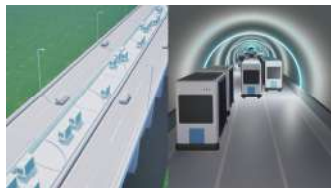


ドローン航路

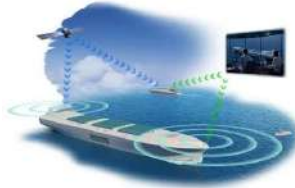


全国津々浦々での面的な整備

③ 陸・海・空の多様な輸送モードの自動化の推進



自動物流道路のイメージ



自動運航船のイメージ



空港制限区域内の自動運転トイングトラクター

(2) 効果的な物流体系の構築に向けたインフラ整備や新モーダルシフト等の推進

① 日本全体の物流ネットワークの再構築の推進



三大都市圏等の環状道路の整備



物流の結節点となる基幹物流拠点のイメージ

② 陸・海・空の輸送モードを総動員した「新モーダルシフト」の推進



鉄道による貨物輸送



RORO船の活用



航空機の空きスペースの活用

③ 農林水産物・食品等の流通合理化



(3) 地域のラストマイル配送等の持続可能な提供の維持・確保

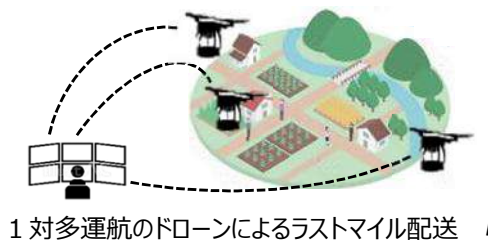
① 多様な受取方法の更なる普及・浸透や宅配サービスのあり方の変革

② 地域の物流サービスの持続可能な提供に向けた環境整備

③ 地域の配送等における新たな輸送手段の活用と次世代産業としての展開



物流を支える地域の受取拠点の整備



1 対多運航のドローンによるラストマイル配送

総合物流施策大綱(2026年度～2030年度)に基づき今後取り組むべき施策②

2 物流全体の最適化に向けた商慣行の見直しや荷主・消費者の行動変容、産業構造の転換

(1) 改正物流法等を通じた荷主・物流事業者・消費者等の連携・協力の強化

① 荷主・物流事業者等の連携・協力による新たな商慣行の定着



複数の荷主の貨物の積合せ
のためのリードタイムの確保



トラック予約受付システムの導入

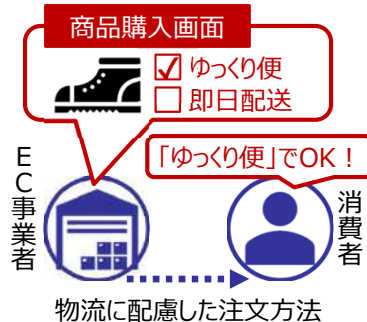


パレット等の輸送用器具の活用

② 消費者、発着荷主をはじめとする物流関係者全体の行動変容・意識改革の推進



「再配達削減PR月間」の実施



物流コストに関する消費者等の
理解醸成のための広報

(2) 適正な運賃収受等に向けた価格転嫁の円滑化と取引環境の適正化の推進

① トラック・倉庫業界等における価格転嫁と取引適正化の推進

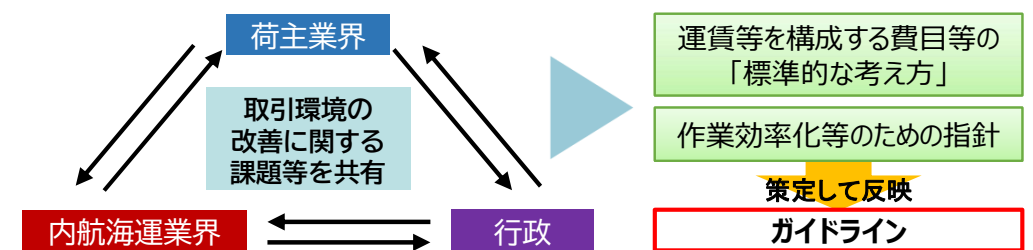


中小受託取引適正化法に基づく指導・助言



公正取引委員会とトラック・物流Gメンの
合同荷主パトロール

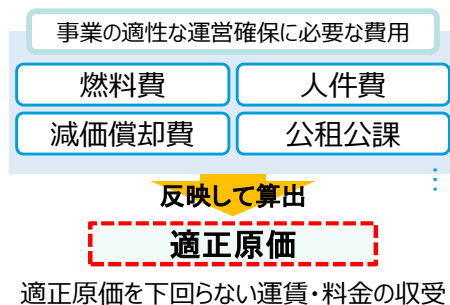
② 内航海運における荷主等との取引環境の改善



③ 港湾運送事業や空港グランドハンドリング事業での適正取引の推進

(3) トラック適正化2法等を通じたトラック運送業界全体の構造転換の推進

① トラック適正化2法等を通じたトラック運送業界の健全化の推進



違法な「白トラ」への規制強化



② トラック運送業の事業基盤の強化



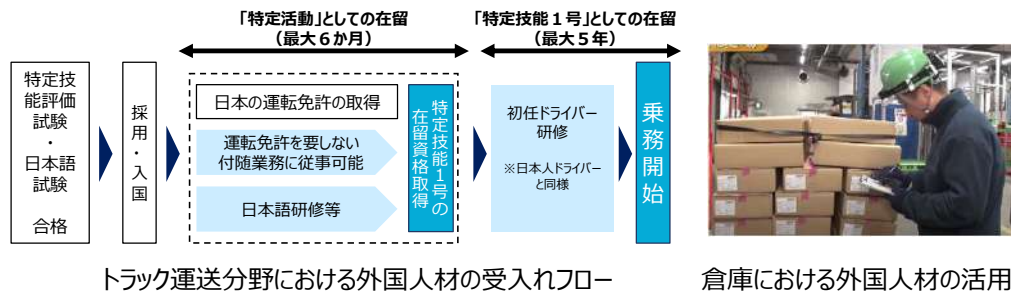
総合物流施策大綱(2026年度～2030年度)に基づき今後取り組むべき施策③

3 持続可能な物流サービスの提供に向けた物流人材の地位・能力の向上と労働環境の改善

①トラックドライバーや倉庫等における物流人材の育成プランの策定



②トラック・倉庫分野における特定技能外国人等の定着・活躍の促進



③多様な人材が活躍できる物流産業への転換



④物流統括管理者や高度物流人材の能力向上に向けた環境整備



⑤海技人材の確保・育成や労働環境の改善、内航海運の生産性向上



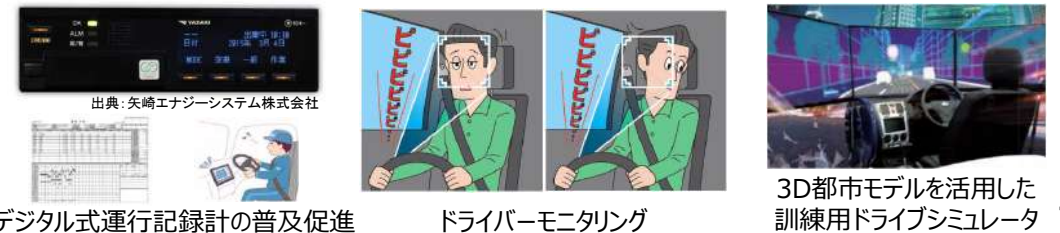
⑥港湾・鉄道・航空分野における担い手の確保



⑦トラックドライバーの休憩環境の改善



⑧輸送の安全確保に向けた対策



総合物流施策大綱(2026年度～2030年度)に基づき今後取り組むべき施策④

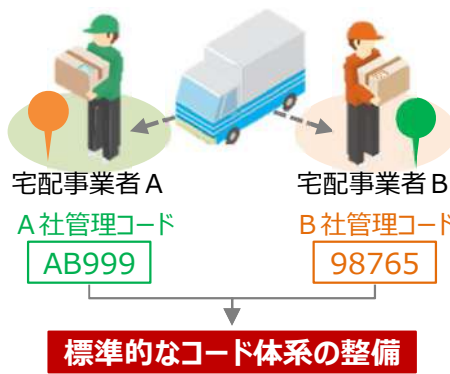
4 物流に携わる多様な関係者の連携・協力による物流標準化と物流DX・GXの推進

(1) フィジカルインターネットの実現を見据えた物流標準化・デジタル化の推進

①「標準仕様パレット」の導入促進と物流標準化の対象領域の拡大



ラストマイル配送における標準化のイメージ



輸送容器等の標準化に向けた検討



②荷主・物流事業者間の連携・協働によるデータ連携等の取組の深化



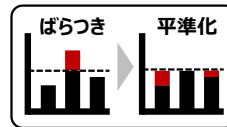
物流データの可視化・共有化



物流コストに応じた商品価格の設定に向けたダイナミックプライシング



調達計画等の連携

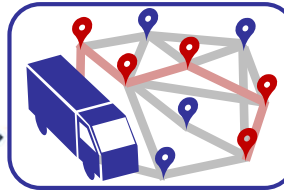


発注量・納入量の平準化

③物流のデジタル化・自動化・機械化等を通じた業務効率化の推進



AI等を活用した配車・運航計画の最適化



エレベータとシステム連携した自動フォークリフト



自動倉庫

④フィジカルインターネットの実現に向けた取組の推進

①効率性
(世界で最も効率的な物流)

- リソースの最大限の活用による究極の物流効率化
- 廃棄ロス・ゼロ

- 生産拠点・輸送手段・経路・保管等の選択肢の多様化
- 企業間・地域間の密接な協力・連携

②強靱性
(止まらない物流)

フィジカルインターネット(2040年)
「時間」「距離」「費用」「環境」の制約から、個人・企業・地域の活力と創造性を解放し、価値を創出するイノベーティブな社会を実現

③良質な雇用の確保
(成長産業としての物流)

- 物流従事者の適正な労働環境
- 物流関連機器・サービス等の新産業創造・雇用創出

- 開放的・中立的なデータプラットフォーム
- 地域間格差の解消

④ユニバーサル・サービス
(社会インフラとしての物流)

(2) 持続可能な地球環境やカーボンニュートラルの実現に向けたサプライチェーン全体の脱炭素化の推進

①サプライチェーン全体の脱炭素化の推進



EVトラック・FCVトラック



ゼロエミッション船



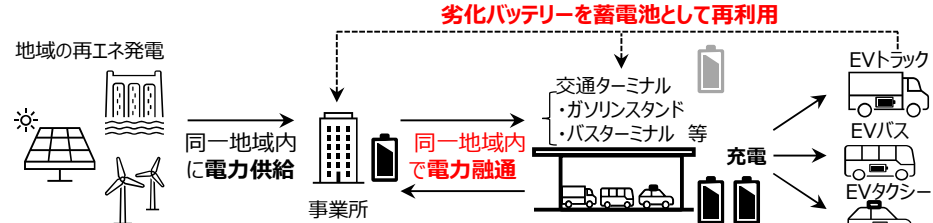
カーボンニュートラルポート

<SAF原料のイメージ>



SAFの導入促進

②物流分野での再生可能エネルギー等の地産地消や循環経済(サーキュラーエコノミー)の実現に向けた取組の推進



地域における再生電力の地産地消モデルのイメージ

総合物流施策大綱(2026年度～2030年度)に基づき今後取り組むべき施策⑤

5 厳しさを増す国際情勢や自然災害等に対応したサプライチェーンの高度化・強靱化

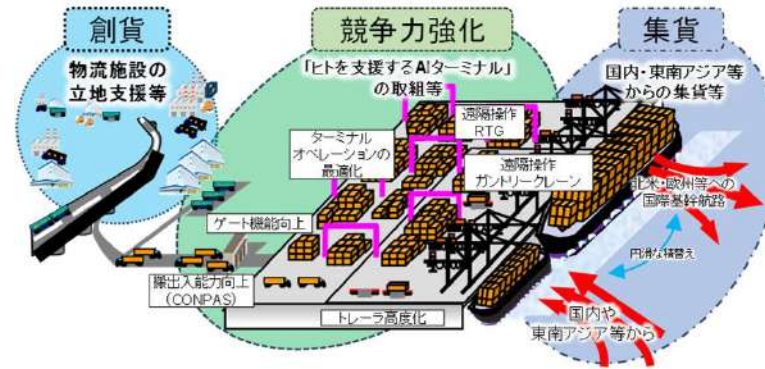
(1) サプライチェーンの高度化を通じた我が国の物流の国際競争力強化の実現

① 成田空港等の更なる機能強化等を通じた国際航空物流拠点の整備



成田空港の国際ハブ空港としての地位確立のための取組の推進

② 国際コンテナ戦略港湾政策の推進等



国際コンテナ戦略港湾の「集貨」・「創貨」・「競争力強化」の取組の推進

③ 安定的な国際海上輸送の確保に向けた海運の国際競争力強化



我が国の海事産業群の健全な循環

④ 我が国の物流産業の持続的成長に向けた海外市場の開拓や関係諸国との連携強化



官民ファンドを活用した海外展開支援



現地政府との政策対話

⑤ 農林水産物・食品の輸出拡大に向けた戦略的サプライチェーンの構築



農林水産物・食品の輸出拠点型市場の整備

⑥ 越境ECが拡大する中での通関業の役割の重要性と適正な業務運営の確保



越境ECによる貨物（通販貨物）の輸入通関の流れ

(2) 我が国の物流システムにおける経済安全保障やサイバーセキュリティ等の確保

① 経済安全保障やサイバーセキュリティに対応した物流産業の構築

② 不確実性が高まる国際情勢に対応した国際物流ネットワークの多元化・強靱化

③ シーレーンの安全確保



国際物流の新たなBCPルートの開拓

(3) 大規模自然災害等に備えた物流ネットワークの強靱化

① 災害等の有事における物流ネットワークの維持・確保

② 大規模自然災害に備えた緊急物資輸送の体制強化等



災害時のドローン活用



物資拠点の運営状況等を把握



効率的な拠点運営等をサポート



物流事業者への派遣要請等

国による物資拠点への支援

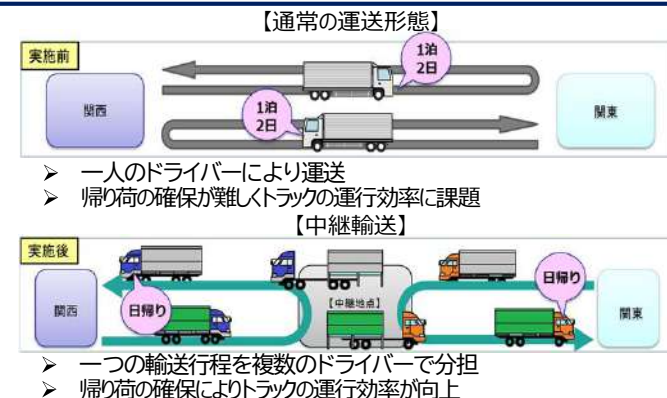
物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律案

背景・必要性

- ドライバーの高齢化や人手不足が進む中、**物流を維持**するための**輸送力の確保**が喫緊の課題。
- 長距離運転に係る従来の運送形態は、日帰り運行が困難。宿泊を伴うため、**ドライバーにとって負担**。

⇒ **「中継輸送」が有効** { ・ドライバーの負担軽減による物流産業の魅力向上・担い手確保。
・トラックの運行効率の向上による輸送能力の増加。

- 中継輸送の推進のためには、多くのトラック事業者が利用できる**中継輸送施設の整備促進**が必要。
⇒ **中継輸送施設は、今後、自動運転トラックによる運送を支えるインフラとしても機能を発揮。**



法律の概要

1. 中継輸送の実施に関する関係者の連携及び協働の促進

- 関係者の連携・協働を促進するため、中継輸送の実施に関する**基本方針**を国土交通大臣が策定。
- 国、地方公共団体、事業者（トラック事業者・荷主・倉庫業者等）に対して、中継輸送の促進に必要な助言・協力等の**責務（努力義務）**を規定。

2. 中継輸送を促進するための計画認定制度の創設

<貨物自動車中継輸送実施計画認定制度の創設>

- 貨物自動車中継輸送事業を実施しようとする者は、共同して、当該事業についての**計画を策定し、国土交通大臣の認定**を受けることを可能に。
- 特定貨物自動車中継輸送施設（※）**において、2以上のトラック間で運転者又は貨物の受渡しを行う事業（**特定貨物自動車中継輸送施設の整備**を含む。）。

（※）高速道路等の近傍に立地し、一時的な保管機能等を有する高機能の中継輸送施設

<認定事業に対する支援メニュー>

- （1）特定貨物自動車中継輸送施設に係る課税の特例（固定資産税・都市計画税）。
- （2）鉄道・運輸機構から事業の実施に必要な資金の出資・貸付け。〈予算〉
- （3）特定貨物自動車中継輸送施設を使用して中継輸送（運行）を行う事業に係る計画策定経費、認定事業の初年度の運行経費の支援。〈予算〉
- （4）特定貨物自動車中継輸送施設の整備に係る都市計画法に基づく開発許可についての配慮。
- （5）行政手続の一括化のための関係法律の特例（トラック法等）。

【特定貨物自動車中継輸送施設のイメージ（全体像）】



出典：三菱地所HP

<京都府城陽市における施設イメージ>

中継輸送施設の整備促進及び中継輸送の普及により、**輸送力の持続的な確保**

【施行期日】 公布の日から6月以内施行



目次

01

総合物流施策大綱

2030年に向けた政策の方針

02

標準化とは

標準化の概要とその意義

03

国土交通省の取組

国が進める物流標準化

◆標準化とは

自由に放置すれば、多様化、複雑化、無秩序化してしまうような「もの」や「事柄」を少数化、単純化、秩序化すること。標準化の役割（メリット）には主に次のものがあります。

互換性の確保／品質の確保／生産効率の向上／相互理解の促進／技術普及／安心、安全の確保／環境保護

更に近年、これらを応用した形で、社会的な課題の解決、新産業・新市場の創造、企業の経営戦略ツールなどとしての標準化の役割も注目されつつあります。

なお、JIS Z 8002（標準化及び関連活動－一般的な用語）では「実在の問題又は起こる可能性がある問題に関して、与えられた状況において最適な秩序を得ることを目的として、共通に、かつ、繰り返して使用するための記述事項を確立する活動。」と定義されています。

◆標準とは

標準化によって決められた「取り決め」のこと。一般的には「規格」と同じ意味で使われることも多いですが、厳密には規格の「普及」といった意味合いも含まれるため、規格より広義の概念になります。標準（規格）は、その切り口によって次の種類に分類することができます。

【強制力の有無による分類】

強制標準（規格）：法令などに引用されることで強制力をもつ標準。

任意標準（規格）：任意に使うことができる標準。（例 JIS、ISO、IECなど）

【作成過程による分類】

デファクト標準：市場競争で勝ち残った結果、市場において広く利用されている標準。事実上の標準。

デジュール標準：一般に認められている標準化団体が作成した又は作成している標準。公的標準。

（例 JIS、ISO、IECなど）

フォーラム標準：幾つかの団体（企業など）が協力して自主的に作成した又は作成している標準。

物流DX

機械化・デジタル化を通じて物流のこれまでのあり方を変革すること

(物流DXにより、他産業に対する物流の優位性を高めるとともに、我が国産業の国際競争力の強化につなげる)

- ◆既存のオペレーション改善・働き方改革を実現
- ◆物流システムの規格化などを通じ物流産業のビジネスモデルそのものを革新

サプライチェーン全体での機械化・デジタル化により、情報・コスト等を「見える化」、作業プロセスを単純化・定常化

物流分野の機械化(主要な取組例)

幹線輸送の自動化・機械化



トラック隊列走行／自動化



自動運航船

ラストワンマイル 配送の効率化



ドローン配送

庫内作業(※)の 自動化・機械化



※ピッキング、デパレ/パレタイズ、横持ち・縦持ち等



自動配送ロボ

物流のデジタル化(主要な取組例)

- ・手続きの電子化(運送状やその収受の電子化、特車通行手続の迅速化等)による業務の効率化
- ・点呼や配車管理のデジタル化による業務の効率化
- ・荷物とトラック・倉庫のマッチングシステムの活用による物流リソースの活用の最大化



※民間企業の取組の例

- ・トラック予約システム導入による手待ち時間の削減
- ・SIP物流(物流・商流データ基盤)や港湾関連データ連携基盤の構築により、サプライチェーン上の様々なデータを蓄積・共有・活用し、物流を効率化
- ・AIを活用したオペレーションの効率化
(「ヒトを支援するAIターミナル」の各種取組や、AIを活用した配送業務支援等)

AIを活用した配送
ルート自動作成

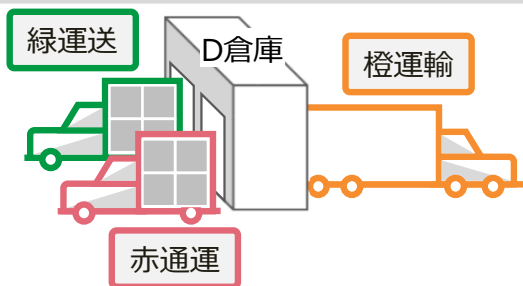


相互に連携

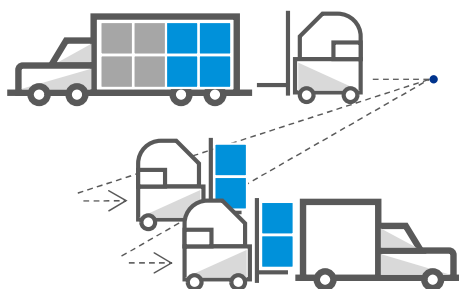
フィジカルインターネット実現イメージ

- 「オープンで積替効率の高いハブ拠点」、「荷主・物流事業者のオペレーション標準化・商慣行適正化」、「事業者横断で輸送をオーケストレーションするプラットフォーム」が、事業者や業種分野を超えたネットワークとともに実現する。

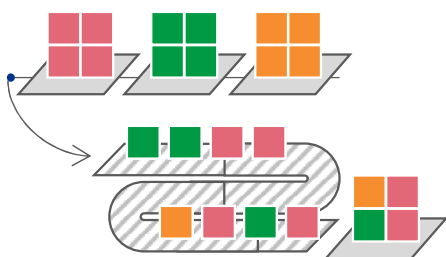
オープンなハブ拠点で結節



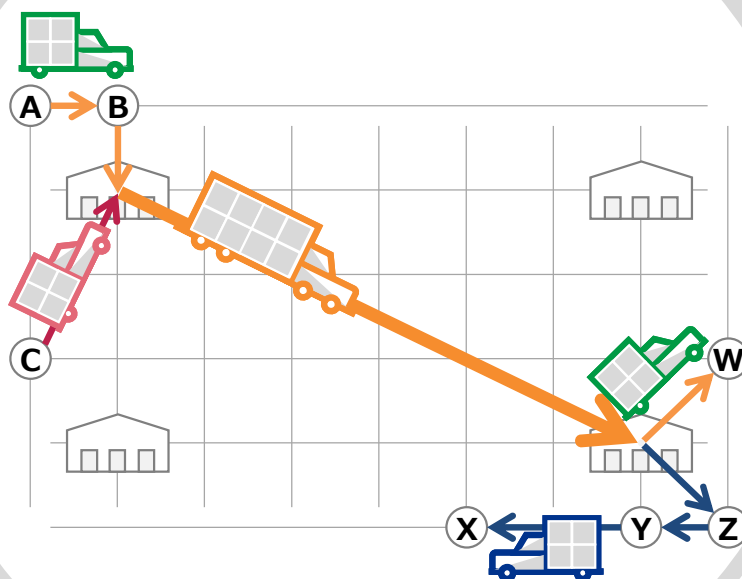
ユニットロードで積替効率化



物流拠点DXで積替自動化

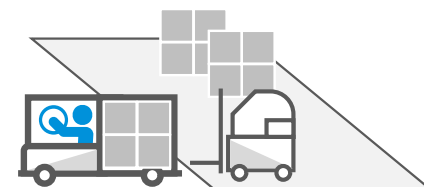


事業者や業種分野を超えたネットワーク

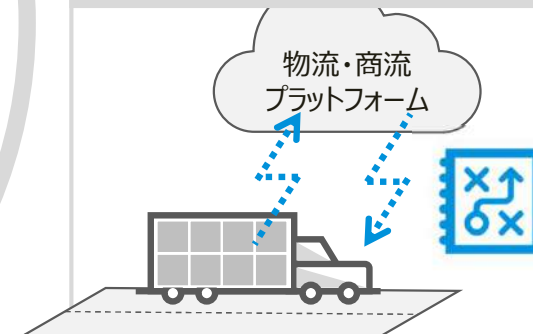


オペレーション標準化・商慣行適正化

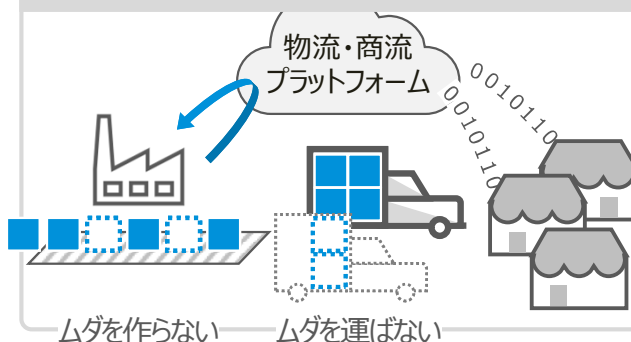
例) 荷役分離、調達管理



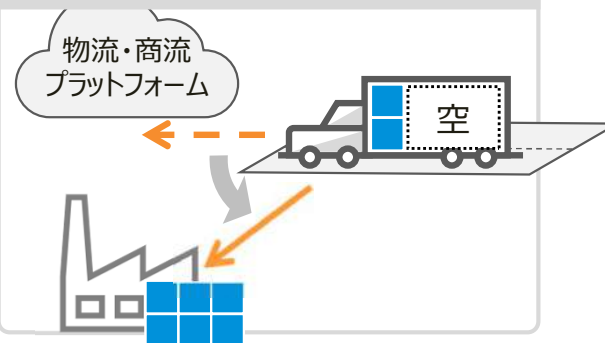
リアルタイムでルート・積降拠点最適化



需要情報共有による産業全体のロス排除



帰り荷をリアルタイムでマッチング





目次

01

総合物流施策大綱

2030年に向けた政策の方針

02

標準化とは

標準化の概要とその意義

03

国土交通省の取組

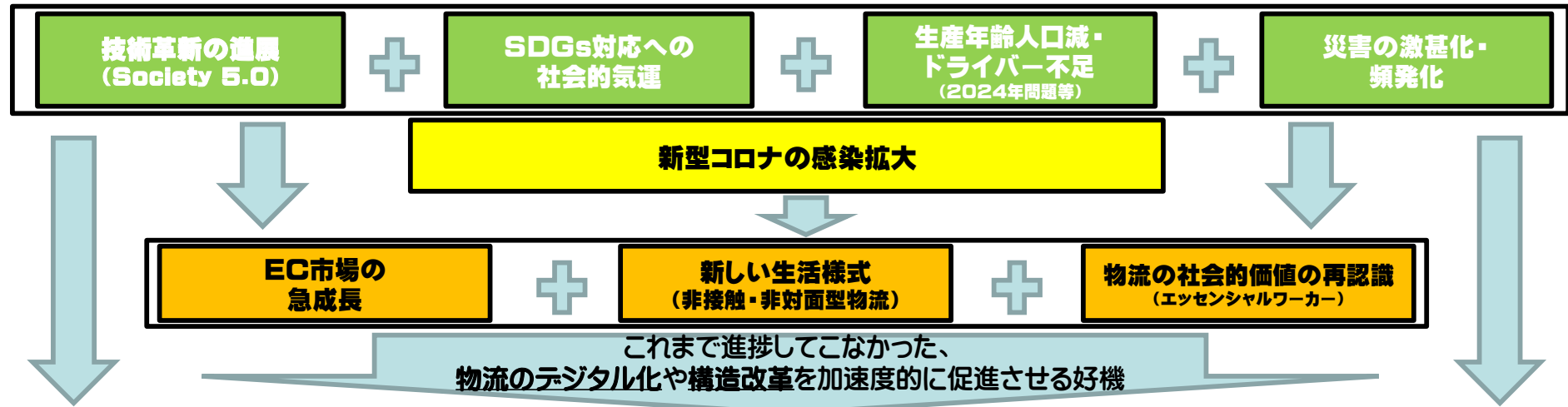
国が進める物流標準化

	標準化に係る主な記述（抜粋）	
	ソフト面等	ハード面
総合物流施策大綱 (1997-2001)	（標準化） 物流を含めた流通全体の情報化に資するよう、2次元コード、データキャリアや商取引データの国際標準化を進めるとともに、従来の個装単位のJANコード（共通商品コードシンボル）に加えて、ITFコード（標準物流シンボル）、コード128（輸送容器用連続コードシンボル）等の国際標準バーコードによる梱包単位でのマーキングの普及や商品情報データベースの整備、E D I化に対応した伝票及び梱包ラベルの標準化を図る。 （情報化の推進） 物流分野の電子商取引を推進していくため、必要なソフトウェア開発、実証実験及び商取引データに関するシンタックス（電子データ交換（E D I）の構文）、メッセージ（E D Iのデータ項目）等ビジネスプロトコル（E D Iに使われるデータ項目について名称、属性、内容、桁数等を定めた定義集）の標準化を行う。	（標準化） 物流システムの総合的な標準化を図るため、コンテナについては平成12年度までに、パレットについては平成10年度までに、国際標準との整合化を踏まえて工業標準の見直しを行う。 また、貨物のパレタイズ比率（貨物をパレットに積付けて輸送、保管等を行っている割合）の調査、一貫パレチゼーション（貨物をパレットに積付けたまま発送から到着の荷下ろしまでを一貫して行う輸送方式）、に資する物流機器購入・輸送包装の開発・改良に対する支援等の施策により、パレタイズ可能貨物のうちのパレタイズ貨物の割合を高める。このため、これに資するよう、平成10年度から、パレタイズ可能な政府調達物資については、他のJIS規格パレットが一般的に利用されている分野を除き、一貫輸送用パレット（T11型）によるよう努める。
総合物流施策大綱 (2001-2005)	（物流の共同化・情報化・標準化の推進） 物流の飛躍的な効率化、さらには環境負荷の大幅な低減を実現する観点から、物流活動の共同化を進めるとともに、これまで実施されてきた各種施策の成果も活用しつつ、物流分野における情報化・標準化を推進する。 物流に係る広範な取引の情報化に必要な物流E D Iについては、インターネットに対応可能な構造<略>である国内物流E D I標準（J T R N）の普及実態を業種横断的に把握しつつ、その普及に努めるとともに、国際物流に関しても、標準E D Iの開発・導入を推進する。さらに、生鮮食品等の分野においても標準E D Iの普及に努める。また、（E D I化に対応した出荷・輸送・荷受一貫ラベルS T A Rラベル）のJIS規格化を行う。	（ユニットロード化の推進） JIS規格パレットの共同利用・共同回収に資するパレットプールシステム等の浸透やユニットロード化に資する物流機器の導入及び施設の設置に対する支援等を図る。 また、物流活動を一貫してのパレット利用を促進するため、引き続き、T11型パレットを基本とする「ユニットロードシステム通則」の普及等を行う。さらに、各業種におけるユニットロード化に資するとの観点から、JIS規格化されたパレットによる「パレットシステム設計基準」の標準化を行う。加えて、T11型パレットの国際標準化や、それを基本としたJIS規格パレットのアジアにおける普及に取り組む。
総合物流施策大綱 (2005-2009)	（ダイヤモンドサイドを重視した効率的物流システムの実現） 消費財流通においては、業種・業界等の枠を超えた商品情報の企業間での共有データ交換などの流通システムの標準化を推進することにより、顧客視点での効率的な流通の仕組み作りを実現し、関連業界の発展と消費者利益の増進を図ることも必要である。	

	標準化に係る主な記述（抜粋）	
	ソフト面等	ハード面
総合物流施策大綱 （2009-2013）	（流通システムの標準化等） 流通業界において迅速かつ効率的なサプライチェーンマネジメントを実現するため、 次世代の E D I 標準の確立 に取り組み、「流通ビジネスメッセージ標準」を平成 20 年度に完成させた。今後はこの標準が流通にかかわる事業者の間で速やかに普及することが期待される。	—————
総合物流施策大綱 （2013-2017）	—————	（我が国物流システムの国際展開の促進） アジア各国との政府レベルでの政策対話を通じ、相手国の物流に関する制度の改善や、 パレット等物流機材の標準化 、我が国の物流システム導入を働きかける等、我が国物流システムの海外展開の環境整備を図る。
総合物流施策大綱 （2017-2020）	（サプライチェーン全体の効率化・価値創造に資するとともにそれ自体が高い付加価値を生み出す物流への変革（＝繋がる）～競争から共創へ～） データや荷姿などが事業者ごとに異なることにより統一的な対応ができないことからスケールメリットを享受できず高コスト構造となっている面があり、加えて、相互連携を図る際に障害となることから、事業者間での共通ルール化や全体での標準化を進める。 （荷主、物流事業者など事業者間の連携・協働を円滑化するためのデータ・システム仕様の標準化等） 事業者間でのデータの標準化や共有化、システム仕様の標準化、重複入力項目の削減等 によりデータの受渡しの円滑化・迅速化と受渡しコストの低減を促進することについては、連携の円滑化やデータ活用等を通じて、高付加価値で無駄がなく最適化されたサプライチェーンに資するものとなることから官民の枠組みで検討を行う。ただし、この際には、強固な情報セキュリティが確保されることが必要となる。	（パレット使用等のユニットロードの標準化による荷役効率化・トラック稼働率の向上） 荷役時間の短縮は、トラックの稼働率の向上等により物流の効率化に資するものとなる。 機械荷役が可能となるようパレット化を促進するとともに、運搬容器等の形状や印字位置等の標準化等 に関して、デザイン・フォー・ロジスティクスの観点も踏まえて、官民の枠組みで検討を行う。

⇒最初の総合物流施策大綱（1997年）より、データやパレット等標準化の必要性について記述され続けてきた。標準化が進捗した分野も一部あるが、物流業界全体での標準化には至っていない。

総合物流施策大綱(2021年度～2025年度)概要



新型コロナ流行による社会の劇的な変化もあいまって、我が国の物流が直面する課題は先鋭化・鮮明化

①物流DXや物流標準化の推進によるサプライチェーン全体の徹底した最適化(簡素で滑らかな物流)

- (1) 物流デジタル化の強力な推進
- (2) 労働力不足や非接触・非対面型の物流に資する自動化・機械化の取組の推進
- (3) 物流標準化の取組の加速
- (4) 物流・商流データ基盤等
- (5) 高度物流人材の育成・確保

③強靱で持続可能な物流ネットワークの構築(強くてしなやかな物流)

- (1) 感染症や大規模災害等有事においても機能する、強靱で持続可能な物流ネットワークの構築
- (2) 我が国産業の国際競争力や持続可能な成長に資する物流ネットワークの構築
- (3) 地球環境の持続可能性を確保するための物流ネットワークの構築(カーボンニュートラルの実現等)

②労働力不足対策と物流構造改革の推進(担い手にやさしい物流)

- (1) トラックドライバーの時間外労働の上限規制を遵守するために必要な労働環境の整備
- (2) 内航海運の安定的輸送の確保に向けた取組の推進
- (3) 労働生産性の改善に向けた革新的な取組の推進
- (4) 農林水産物・食品等の流通合理化
- (5) 過疎地域におけるラストワンマイル配送の持続可能性の確保
- (6) 新たな労働力の確保に向けた対策
- (7) 物流に関する広報の強化

物流標準化・データ連携の促進

- 総合物流施策大綱(2021年度～2025年度)に基づき「官民物流標準化懇談会」を設置・開催し、「標準仕様パレット」の導入や「物流情報標準ガイドライン」の策定などソフト・ハードの各種要素の標準化を推進するとともに、事業者による標準化の取組を支援。

官民物流標準化懇談会

- 総合物流施策大綱(令和3年6月15日閣議決定)では、取り組むべき柱の1つとして、「物流DXや物流標準化の推進によるサプライチェーン全体の徹底した最適化(簡素で滑らかな物流の実現)」を提言。
- 物流DXの推進のためには、物流を構成するソフト・ハードの各種要素の標準化が必要不可欠であり、そのための課題や推進方策を長期的視点で議論・検討する「官民物流標準化懇談会」を設置し、令和6年11月に第4回目を開催。



「標準仕様パレット」の導入

- 「官民物流標準化懇談会 パレット標準化推進分科会」で、パレットの標準的な規格と運用(標準仕様パレット※)を取りまとめ、令和6年6月に公表。

※ 平面サイズ：1,100mm×1,100mm 調達形態：レンタル方式 等



「標準仕様パレット」の利用による荷役時間の短縮

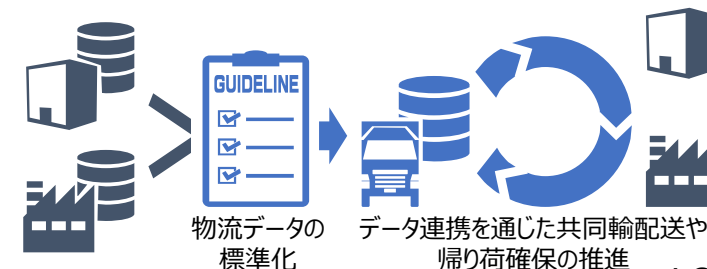
- 標準仕様パレットの導入に係る設備導入・改修、レンタルパレット事業者による共同管理・運用等の取組を支援。

「物流情報標準ガイドライン」の策定

- 内閣府の戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)第2期「スマート物流サービス」において、物流データの標準形式を定めた「物流情報標準ガイドライン」を策定・公表。更なる利便性向上に向けて、令和6年3月には利用手引を、本年2月にはVer.3.0を公開。



- 本ガイドラインに準拠したデータ連携による共同輸配送、共同保管、検品レス等に取り組む荷主・物流事業者のシステム改修等を支援。



官民物流標準化懇談会

概要

令和3年6月15日に閣議決定された新しい総合物流施策大綱では、取り組むべき大きな柱のひとつとして「物流DXや物流標準化の推進によるサプライチェーン全体の徹底した最適化（簡素で滑らかな物流の実現）」を提言。

物流DXの推進のためには、その大前提として、物流を構成するソフト・ハードの各種要素の標準化が必要不可欠。長年の課題であった物流標準化を実現するため、長期的視点でその課題や推進方策を議論・検討するため「官民物流標準化懇談会」を設置・開催。

●第1回 官民物流標準化懇談会（令和3年6月17日）

- ・物流標準化の重要性・意義、および検討すべき課題等について確認。
- ・懇談会の下に個別の標準化テーマごとの分科会を設け、専門家の意見等も聞きながら標準化の方策について検討を進めていくことを決定。
- ・具体的には、まずは先行的に物流機器（パレット等）の標準化について検討する分科会の設置・開催を決定。

●第2回 官民物流標準化懇談会（令和4年7月28日）

- ・物流を取り巻く関係者に向け、標準化の必要性和取組を呼び掛け。
- ・「パレット標準化推進分科会」の中間とりまとめを受けた今後の対応や、その他の物流標準化の取組について議論・検討、および発信。

●第3回 官民物流標準化懇談会（令和5年9月6日）

- ・「パレット標準化推進分科会」や7月に立ち上がった「モーダルシフト推進分科会」の進捗、各分野で策定した標準化アクションプラン・ガイドラインへの取り組み状況の確認。
- ・その他の物流標準化の取組について議論・検討・発信。

●第4回 官民物流標準化懇談会（令和6年11月5日）

- ・「パレット標準化推進分科会」や「モーダルシフト推進・標準化分科会」の成果、および関連領域における標準化の進捗状況を発信。
- ・物流標準化が「議論から実装」段階に移行したことが確認される中、社会実装に向けた具体的な課題や方策を議論。

「官民物流標準化懇談会」構成員（五十音順、敬称略）

荒木 毅	日本商工会議所 国土・社会基盤整備専門委員会 委員長
岩村 有広	一般社団法人日本経済団体連合会 常務理事
神林 幸宏	全国農業協同組合連合会 常務理事
栗島 聡	公益社団法人経済同友会 幹事
真貝 康一	一般社団法人日本物流団体連合会 会長
神宮司 孝	ロジスティード株式会社 執行役員 東日本統括本部長 兼 ロジスティード東日本株式会社 代表取締役社長
高岡 美佳	立教大学経営学部 教授
竹添 進二郎	日本通運株式会社 代表取締役社長 社長執行役員
寺田 大泉	公益社団法人日本ロジスティクスシステム協会 専務理事
長尾 裕	ヤマトホールディングス株式会社 代表取締役社長 社長執行役員
根本 敏則	敬愛大学経済学部 特任教授
野田 耕一	一般財団法人日本規格協会 理事・規格開発本部長
二村 真理子	東京女子大学現代教養学部 教授
松本 秀一	S Gホールディングス株式会社 代表取締役社長
馬渡 雅敏	公益社団法人全日本トラック協会 副会長
味水 佑毅	流通経済大学流通情報学部 教授
米田 浩	一般社団法人日本倉庫協会 理事長
宮浦 浩司	農林水産省 大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）
南 亮	経済産業省 大臣官房商務・サービス審議官
鶴田 浩久	国土交通省 物流・自動車局長

物流標準化の取組

業種分野横断的な物流標準化の取組

・官民物流標準化懇談会

議題：ハード・ソフト含むすべての物流各項目（パレット・外装サイズ、外装表示、伝票、データ・物流用語等）の業種分野横断的な標準化

パレット

- パレット標準化推進分科会 最終とりまとめ(令和6年6月28日公表)
- ・パレット標準化推進分科会

コンテナ等

- モーダルシフト推進・標準化分科会「各検討事項に関する方向性と施策」（令和5年11月29日公表）
- モーダルシフト推進・標準化分科会「新たなモーダルシフトに向けた対応方策」（令和6年11月22日公表）
- ・モーダルシフト推進・標準化分科会

日本物流団体連合会・
物流標準化調査小委員会

【ソフトの標準化】SIPスマート物流サービス

- 物流情報標準ガイドライン -ver.2.01-（令和5年2月2日公表）

連携
協力

業種分野ごとの物流標準化の取組

加工食品分野

- 加工食品分野における物流標準化アクションプラン（令和2年3月27日公表）
- ・加工食品分野における物流標準化研究会
- ・加工食品分野における物流標準化アクションプラン フォローアップ会

青果物分野

- 青果物流通標準化ガイドライン（令和5年3月28日公表）
- ・青果物流通標準化検討会

紙加工品分野

- 紙加工品（衛生用品分野）におけるアクションプラン（令和4年4月18日公表）
- ・紙加工品（衛生用品分野）物流研究会

菓子（スナック・米菓）分野

- 菓子物流（スナック・米菓系）におけるパレット標準化ガイドライン（令和6年5月 第2版公表）
- ・菓子パレット標準化促進協議会

花き分野

- 花き流通標準化ガイドライン（令和5年3月24日公表）
- ・花き流通標準化検討会

物流標準化の取組

業種分野横断的な物流標準化の取組

・官民物流標準化懇談会

議題：ハード・ソフト含むすべての物流各項目（パレット・外装サイズ、外装表示、伝票、データ・物流用語等）の業種分野横断的な標準化

パレット

- パレット標準化推進分科会 最終とりまとめ(令和6年6月28日公表)
- ・パレット標準化推進分科会

日本物流団体連合会・
物流標準化調査小委員会

コンテナ等

- モーダルシフト推進・標準化分科会「各検討事項に関する方向性と施策」（令和5年11月29日公表）
- モーダルシフト推進・標準化分科会「新たなモーダルシフトに向けた対応方策」（令和6年11月22日公表）
- ・モーダルシフト推進・標準化分科会

【ソフトの標準化】SIPスマート物流サービス

- 物流情報標準ガイドライン-ver.2.01-（令和5年2月2日公表）

連携
協力

業種分野ごとの物流標準化の取組

加工食品分野

- 加工食品分野における物流標準化アクションプラン（令和2年3月27日公表）
- ・加工食品分野における物流標準化研究会
- ・加工食品分野における物流標準化アクションプラン フォローアップ会

青果物分野

- 青果物流通標準化ガイドライン（令和5年3月28日公表）
- ・青果物流通標準化検討会

紙加工品分野

- 紙加工品（衛生用品分野）におけるアクションプラン（令和4年4月18日公表）
- ・紙加工品（衛生用品分野）物流研究会

菓子（スナック・米菓）分野

- 菓子物流（スナック・米菓系）におけるパレット標準化ガイドライン（令和6年5月 第2版公表）
- ・菓子パレット標準化促進協議会

花き分野

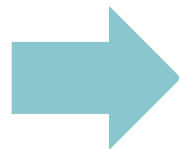
- 花き流通標準化ガイドライン（令和5年3月24日公表）
- ・花き流通標準化検討会

パレットとは

<パレット化による物流効率化（イメージ）>

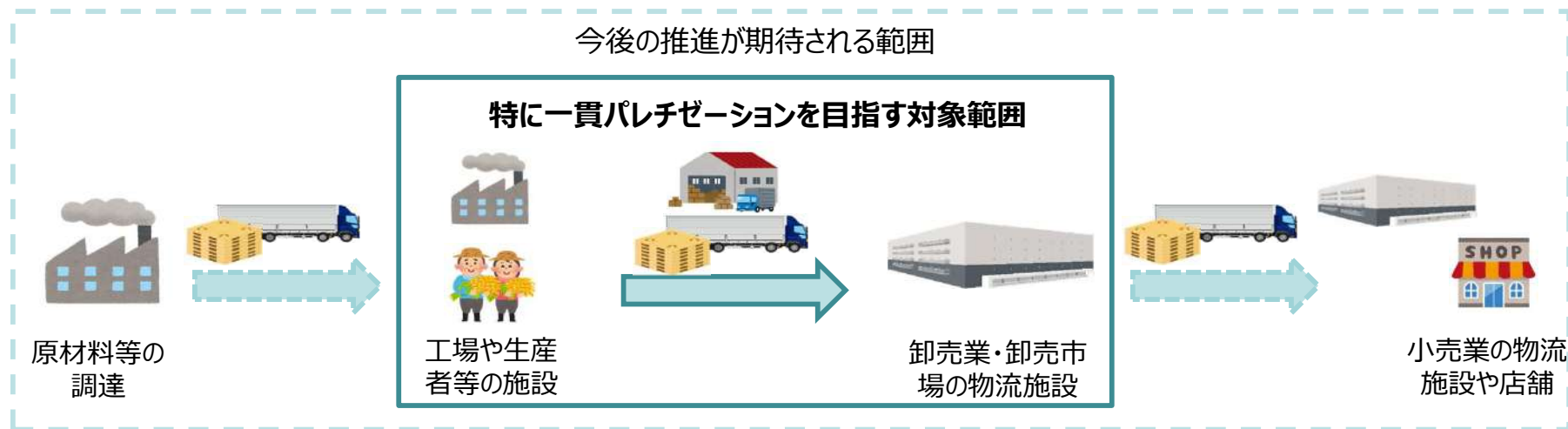


バラ積み・バラ降ろしによる非効率な荷役作業



パレットの利用による荷役時間の短縮

<パレット標準化の対象範囲（パレット標準化推進分科会 最終とりまとめより抜粋）>



●パレット

- 業界単位あるいは同一業界内において様々なサイズ・仕様のパレットが使用されている状況。
- パレットのサイズ・仕様等の違いにより、トラック等への積載効率および倉庫での保管効率の低下、積み替え作業の発生、自動化機器の導入阻害、着荷主側での管理コストの増加等が生じている。

業界	主に使用されているパレット平面寸法		
加工食品	1,100×1,100mm		
日用品	1,100×1,100mm		
農産品	1,100×1,100mm		
即席麺	1,200×1,000mm		
冷凍・冷蔵倉庫	1,200×1,000mm	1,100×1,100mm	
酒類	1,100×900mm		
清涼飲料	1,100×900mm	1,100×1,100mm	
家電	1,300×1,100mm	1,400×1,100mm	1,100×1,100mm
：			
その他	個社固有サイズ		



※日本パレットレンタル(株)提供情報に基づき作成



欧州では、1,200mm×800mmのパレットが普及しており、それに基づき、600mm×400mmの包装モジュール等の寸法体系を整合化させた物流体制が構築されている。

- ・欧州では「等枚交換方式」の1,200×800サイズの「ユーロパレット」が普及している



出典：European Pallet Association

- ・効率良く、横に3枚のパレットを並べられる車両設計



- ・パレットとカゴ台車、双方への積載効率を考慮したコンテナ設計



- ・パレットからはみ出さない商品設計。
積載効率の向上および破損防止の効果がある



パレット標準化推進分科会 最終とりまとめ（参考）

総合物流施策大綱（2021年度～2025年度）を受け、物流機器（パレット等）の標準化に向けて、パレット標準化の現状把握、あるべき姿の確認、各関係者が担うべき役割の明確化・発信、官民双方での推進施策の検討、およびその実現に向けたロードマップの提示と取組の推進を図ることための検討会を開催。（事務局：経産省・国交省・農水省・物流連・JILS）

◆パレット標準化推進分科会の実施状況

日時	議事
第1回 令和3年9月7日	(1) 分科会の進め方 (2) パレット標準化の現状と課題 (3) パレット標準化にかかる調査
第2回 令和4年1月18日	(1) パレット標準化にかかる調査 (2) 第2回パレット標準化推進分科会における論点 (3) 意見交換
第3回 令和4年3月1日	(1) 第3回パレット標準化推進分科会における論点 (2) 意見交換
第4回 令和4年5月12日	(1) 中間とりまとめ（案）について (2) 意見交換
第5回 令和4年10月28日	(1) 今後の分科会の進め方・検討スケジュール等 (2) パレット標準化の現状・課題ヒアリング (3) パレット標準化実態把握・効果試算・諸外国における利用実態 (4) 意見交換
第6回 令和5年1月19日	(1) 日本物流団体連合会 調査小委員会検討結果報告 (2) パレット標準化の現状・課題ヒアリング (3) パレット標準化効果試算・諸外国における利用実態
第7回 令和5年3月1日	(1) パレット標準化実態把握・効果試算・諸外国における利用実態 (2) パレット標準化に向けた各論点検討
第8回 令和5年5月24日	(1) パレット標準化実態把握・効果試算・諸外国における利用実態 (2) パレット標準化に向けた具体的な推奨案の整理 (3) その他 (4) 意見交換
第9回 令和5年7月20日	(1) 事業者の取り組み状況 (2) パレット標準化に向けた具体的な推奨案の整理 (3) その他 (4) 意見交換
第10回 令和5年11月28日	(1) パレット循環システム構築に向けた取組状況について (2) パレット標準化実現に向けて関係者に求める取組及び推進策 (3) 意見交換
第11回（書面開催） 令和6年2月6日	(1) 最終とりまとめ（案）について (2) 意見交換
第12回 令和6年3月13日	(1) パレット循環システム構築に向けた実証実験の結果について (2) 最終とりまとめ（案）について (3) 意見交換

◆官民物流標準化懇談会 パレット標準化推進分科会 構成員 五十音順、敬称略／◎座長

鐘築 利仁	一般財団法人日本規格協会 産業系規格開発ユニット長
加納 尚美	一般社団法人日本パレット協会 会長
齋藤 弘憲	公益社団法人経済同友会 常務理事
嶋崎 真理	一般社団法人日本倉庫協会 常務理事
高岡 美佳	立教大学経営学部 教授
田中 浩一	ロジスティード株式会社ロジスティクスソリューション 開発本部 ロジスティクステクノロジー部長
成瀬 慎一郎	日本通運株式会社 ロジスティクス事業推進部 専任部長
西井 茂	佐川急便株式会社 東京本社 輸送ネットワーク部 部長
藤原 敏彦	全国農業協同組合連合会 経営企画部 次長
二村 真理子	東京女子大学現代教養学部 教授
北條 英	公益社団法人日本ロジスティクスシステム協会 理事 JILS総合研究所 所長
牧田 信良	公益社団法人全日本トラック協会 常任理事
◎味水 佑毅	流通経済大学流通情報学部 教授
宮澤 伸	日本商工会議所 地域振興部 部長
室賀 利一	株式会社N X 総合研究所 シニアコンサルタント
山崎 栄	ヤマト運輸株式会社 輸送オペレーション部 ボックス運用課 課長
山田 哲也	一般社団法人日本物流団体連合会 理事・事務局長
脇坂 大介	一般社団法人日本経済団体連合会 産業政策本部 上席主幹

<行政>

藏谷 恵大	農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 食品流通課 課長
中野 剛志	経済産業省 商務・サービスグループ 物流企画室 室長
小熊 弘明	国土交通省 物流・自動車局 貨物流通事業課 課長
平澤 崇裕	国土交通省 物流・自動車局 物流政策課 課長

パレット標準化推進分科会 最終とりまとめ【概要】

令和3年9月から官民の協議会（パレット標準化推進分科会）において、パレット標準化に向けた検討を開始。
令和6年6月に標準的な規格と運用を整理し、効率的な一貫パレチゼーションを目指す。

I. パレット標準化を巡る現状と課題

パレット化可能であるにもかかわらずバラ積み・バラ卸しが行われている

※輸送の際のパレット化率は約8割（パレット化可能な荷物のうち）

パレットの規格や運用が統一されておらず、物流拠点にて積み替えが発生

※例えば、貨物の出荷時では約5割の積み替えが発生

荷主所有のパレットの回収は、一般的に少量多頻度であり負担が大きい

※レンタルパレット利用率は約3割

現状Ⅰ パレットを利用していない



バラ積み・バラ卸し

現状Ⅱ パレットを利用しているが、規格や運用が標準化されていない



パレットからパレットへの積み替え



II. 標準的な規格と運用（標準仕様パレット）

○主な規格

平面サイズ	1,100mm×1,100mm
高さ	144～150mm
最大積載質量	1t
タグ・バーコード (貨物/パレット追跡用)	タグ・バーコードの装着が可能な設計 (将来的にはタグ・バーコードの装着を目指す)
その他	二方差しまたは四方差し

○主な運用

調達形態、 管理	効率的な一貫パレチゼーションを目指す観点から、レンタル方式を推進。 ※将来的には、複数のレンタルパレット事業者の連携（「共同プラットフォーム」）によるパレットの共同配送・管理システム運営等を目指す。
パレットの仕分け・回収、 費用分担	売主と買主間の売買契約や、レンタルパレット事業者とのレンタル契約においてパレットの仕分け・回収作業の主体や費用負担を明記する。 ※将来的には、適切に価格転嫁される環境を構築し、賃借期間に応じて負担する方式を目指す。

※製品の特性上標準仕様パレットを活用できない場合や、既に業種分野内で複数企業が参画し相当数の物量で一貫パレチゼーションが実現できている場合等、標準仕様パレットの採用が当分の間困難な場合においては、設備改修等のタイミングも勘案しつつ、将来的な標準仕様パレットの採用を期待する。

Ⅲ. パレット標準化実現に向けたロードマップ

- ・パレットの仕分け・回収作業の主体の明確化（2025年度）
・レンタルパレット事業者間の「共同プラットフォーム」の社会実装（2030年度） 等

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度～2030年度	
発着 荷主	(1)標準仕様パレットの活用推進					★ ゴール目標
	(2)標準仕様パレットの活用提案への真摯な協議応諾					〰 2030年度以降も検討すべき事項
	(3)パレットの仕分け・回収作業の主体の明確化					★
	(4)使用後の所有者等への適切な返却					〰
	(5)フォークリフト、作業員等荷役に必要な機材・人員の配置					〰
	(6)製品積付効率等を向上させるための受発注ロットサイズの検討・実施					〰
	(7)効率化のための自動化・機械化等の検討・実施					〰
発荷主	(8)外装サイズの検討・実施					〰
運送事業者、 倉庫事業者	(9)標準仕様パレット導入の推進、荷主への積極的な提案					★
倉庫事業者	(10)フォークリフト、作業員等荷役に必要な機材・人員の配置					〰
	(11)標準仕様パレットの荷役、搬送を前提とした自動化・省人化					〰
レンタルパレット事業者、パレット 製造事業者	(12)標準仕様パレットの周知協力					★
レンタルパレット事業者	(13)パレット紛失防止策の適切な実施					★
	(14)レンタルパレット事業者間の共同プラットフォームに向けた検討					★ 共同プラットフォームの社会実装
パレット製造事業者	(15)標準規格のパレットの製造・販売					〰
	(16)標準規格のパレットの市場への安定供給					〰
行政	パレット標準化に係る推進策					… 標準仕様パレットの追加調達に係る推進策
	共同プラットフォームに向けた推進策					… 共同プラットフォームの利用拡大に向けた推進策
	標準仕様パレットに係る情報発信					〰

Ⅳ. パレット標準化の実現に向けたKPI（2030年度）

KPI	現状		2030年度
パレット生産数量に占める11型パレットの割合	26%	倍増	50%以上
レンタルパレット保有数量に占める11型パレットの割合	76%	9pt増	85%以上
レンタルパレット保有数量	2,650万枚	倍増	5,000万枚以上
レンタル事業者間で共同回収を行う拠点数	42箇所	約10倍増	400箇所以上
荷役作業に係る時間	一人当たり年間375時間	16%減	一人当たり年間315時間以下

荷役作業の効率化のための「標準仕様パレット」の利用促進支援事業

- ① 「標準仕様パレット」導入に係る支援
(フォークリフト、パレタイザー、ラック等のパレット運用に必要な物流設備の導入・改修費用、現有自社パレットの処分費用等)
 - ② 「標準仕様パレット」の効果的な活用に係る支援
(複数事業者間でのパレットの動態管理のためのタグ・バーコード等の読み取り機器の導入費用等)
- 【補助上限・補助率】 1件あたり①最大500万円/②最大1,000万円 (補助率1/2)

中小物流事業者の労働生産性向上事業費補助金 補助金交付のお知らせ

**標準仕様パレットを導入・活用し
ユニットロード化や一貫パレチゼーション
に取り組む事業者の方へ**

補助金 補助率 1/2 (上限あり)
事業A: 荷役等の効率化500万
事業B: 物流効率化の取組1000万
までの交付となります。
※詳しくは公募要領をご確認ください。

事業イメージ

標準仕様パレット (レンタルT11型)

標準仕様パレットを用いた一貫パレチゼーションや、効果的な活用を図る事業者に対して、パレタイザーやフォークリフトなど、荷役機器等の導入を支援し効率的な荷役等を推進するための補助事業です。

補助対象機器例 ※本図および記載機器はいずれも一例です

パレタイザー、フォークリフト、ラック 等、タグ・ラベル、スキャナー 等

補助金に関する不明点は、公募要領等を確認のうえ、下記までお問い合わせください。

標準仕様パレット利用促進事業事務局
HP: <https://pacific-hojo.com/pallet/>
TEL: 050-5482-3523 【受付時間】平日10:00~17:00(土日祝日を除く)

国土交通省 執行団体: (株)パシフィックコンサルタンツ株式会社

補助対象・補助要件となる設備

標準仕様パレットの導入による、ユニットロード化や一貫パレチゼーション、荷役等の効率化等の取組に必要な設備・機器の導入費用、既存設備の改修費用、現有自社パレットの処分費用が補助対象となります。※パレットのレンタル費用は補助対象外です。

対象事業者 物流事業者・倉庫事業者・荷主など

事業A：【荷役作業効率化の取組】

設備	要件
① 標準仕様パレットの導入に伴う搬送設備等	・標準仕様パレットを運搬・荷役する設備※ 【搬送設備例】 パレタイザー、ラック、ハンドリフト、フォークリフト パレットローラー、垂直搬送機、フィルム包装機 輸送・保管ボックス等
② 現有自社パレット	・標準仕様パレット導入にあたって不要となった既存のパレットの処分費用

事業B：【物流効率化の取組】

設備	要件
標準仕様パレットの効率的な利用にかかる機器・設備等	・標準仕様パレットの効率的な管理を行う機器・設備※ 【機器・設備例】 RFID、バーコード、二次元バーコード、三次元バーコード カメラオンバーコード、カラーバーコード、ラベル 入出庫管理ゲート、ハンドスキャナー、カメラ、アンテナ等

※【搬送設備例】、および【機器・設備例】に列挙したもの以外でも、標準仕様パレットの導入に伴う設備、効率的な管理を行う機器・設備として必要と認められた場合は、補助対象・補助要件となります。

※申請する事業により対象設備・要件の詳細は公募要領をご確認ください。

申請方法

ホームページから申請書類をダウンロードしていただき、メールにてご申請ください。

ホームページへアクセス → 申請書類をダウンロード → 申請書類をメール送信

申請受付期間

申請受付開始	申請受付終了
令和8年4月6日(月) 14:00~	令和8年5月29日(金) 16:00

公募終了

補助事業特設ページ



物流標準化の取組

業種分野横断的な物流標準化の取組

・官民物流標準化懇談会

議題：ハード・ソフト含むすべての物流各項目（パレット・外装サイズ、外装表示、伝票、データ・物流用語等）の業種分野横断的な標準化

パレット

- パレット標準化推進分科会 最終とりまとめ(令和6年6月28日公表)
- ・パレット標準化推進分科会



日本物流団体連合会・
物流標準化調査小委員会

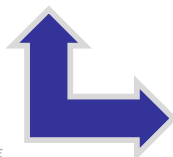
コンテナ等

- モーダルシフト推進・標準化分科会「各検討事項に関する方向性と施策」（令和5年11月29日公表）
- モーダルシフト推進・標準化分科会「新たなモーダルシフトに向けた対応方策」（令和6年11月22日公表）
- ・モーダルシフト推進・標準化分科会

【ソフトの標準化】SIPスマート物流サービス

- 物流情報標準ガイドライン-ver.2.01-（令和5年2月2日公表）

連携
協力



業種分野ごとの物流標準化の取組

加工食品分野

- 加工食品分野における物流標準化アクションプラン（令和2年3月27日公表）
- ・加工食品分野における物流標準化研究会
- ・加工食品分野における物流標準化アクションプラン フォローアップ会

青果物分野

- 青果物流通標準化ガイドライン（令和5年3月28日公表）
- ・青果物流通標準化検討会

紙加工品分野

- 紙加工品（衛生用品分野）におけるアクションプラン（令和4年4月18日公表）
- ・紙加工品（衛生用品分野）物流研究会

菓子（スナック・米菓）分野

- 菓子物流（スナック・米菓系）におけるパレット標準化ガイドライン（令和6年5月 第2版公表）
- ・菓子パレット標準化促進協議会

花き分野

- 花き流通標準化ガイドライン（令和5年3月24日公表）
- ・花き流通標準化検討会

モーダルシフト推進・標準化分科会「各検討事項に関する方向性と施策」(概要)

- 我が国の物流について、2024年度には14%、2030年度には34%の輸送力が不足すること、また、2050年カーボンニュートラル実現の必要性を踏まえ、トラック輸送から鉄道や船舶へのモーダルシフトを早急に、かつ、強力で推進することが不可欠。
- そのため、2023年7月に「官民物流標準化懇談会」の下に「モーダルシフト推進・標準化分科会」を設置・検討を開始し、3回にわたる分科会での議論を踏まえ、次のとおり取りまとめた。

【参考】物流革新に向けた政策パッケージ(抄)

「貨物鉄道や内航海運の輸送力増強・活用について、」「2030年度に向けた政府の中長期計画の策定に向けて、定量的に示せるよう、関係者間で速やかに協議を開始する。」

1. 鉄道・内航海運への輸送シフトについて

鉄道はコンテナ貨物について、内航海運はフェリー・RORO船等について、輸送量・輸送分担率を今後10年程度で倍増させるべく取組を進める。

2. 大型コンテナ導入の方向性

31ftコンテナの利用拡大を優先的に促進しつつ、中長期的に40ftコンテナの利用拡大も促進する。

3. コンテナ専用トラック、シャーシ、コンテナ、関連設備等の導入方策

次の取組を推進する。(施策について、今後の進捗をみながら必要に応じ追加的措置について検討を行う)

(1) 鉄道による貨物輸送について

- ・ 31ftコンテナの必要数の確保と対応可能な貨物駅等の施設整備や荷役機器・設備導入の加速化
- ・ 国際海上コンテナ輸送に必要な低床貨車の導入
- ・ 貨物駅・ネットワークの災害対応能力を含む機能強化
- ・ 既存輸送力を徹底的に活用しつつ、中長期的に更なる輸送力増強について関係者で協議・検討

(2) 内航海運について

- ・ シャーシ等の必要数確保や新船の投入及び船舶の大型化促進
- ・ 内航フェリー・RORO船ターミナルの機能強化の促進
- ・ 海運事業者によるネットワーク強化・充実に向けた試行的取組の検討

荷主・大型トラック事業者(業界)が作成・公表する自主行動計画とのパッケージで推進

- 「2030年度に向けた政府の中長期計画」（令和6年2月16日我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議決定）を踏まえ、**2030年度に不足する輸送力34%の解消**をより確かなものとすべく、**陸・海・空のあらゆる輸送モードを総動員し、トラックドライバー不足や物流網の障害**などに対応するための「**新たなモーダルシフトに向けた対応方策**」をとりまとめ。

多様な輸送モードも活用した新たなモーダルシフト（新モーダルシフト）の推進

① 鉄道と内航海運へのモーダルシフトの取組の更なる強化

- ・鉄道と内航海運の共通課題として、小口貨物の混載輸送やパレット化、大型コンテナ・シャーシ等の確保、けん引免許の取得を支援するとともに、輸送余力等をより広い対象に見える化したシステムの導入等を図る。
- ・鉄道による貨物輸送について、貨物駅のコンテナホームの拡幅、線路改良、路盤強化等の施設整備に向けた支援、代行輸送の拠点となる貨物駅での円滑な積み替えを可能とする施設整備、新幹線等の貨客混載による車両スペースの有効活用を推進。
- ・内航海運について、新船の投入や船舶の大型化、新規需要の創出に向けた取組に対する支援、内航フェリー・RORO船ターミナルの機能強化、海技人材の確保を進めるための海技士資格の取得ルートの多様化や制度の改善等を推進。

② 多様な輸送モードの活用

- ・中小事業者を念頭に置いたダブル連結トラックの導入支援、高速道路における自動運転トラックの実証実験に対する支援、社会実装に向けた支援制度の検討、航空貨物輸送の更なる活用に向けた取組の支援や受入体制の確保を推進。

③ 地域の産業政策・地域政策等との連携

- ・地域の産業振興等と連携した新モーダルシフトや地域の物流ネットワークの再構築を実現するため、地域物流の核となる拠点の整備等に向けて地方自治体や産業団体・経済団体、荷主企業、物流事業者等が協働する先進的な取組を支援。

今後の進め方

- ・これらの対応方策について、現時点では具体的な目標が定められていないダブル連結トラック、航空貨物輸送についても、今後10年程度で（2030年代前半までに）輸送量・輸送分担率を倍増させることを視野に入れて取組を進めることとし、その進捗状況等を適時フォローアップするとともに、政府の中長期計画に記載された目標の見直しとタイミングと合わせ、必要な見直しを実施。
- ・新モーダルシフトの推進に当たっては、荷主等に対して、輸送力不足や環境負荷軽減への貢献についてのメリットを精力的に発信。



事業目的

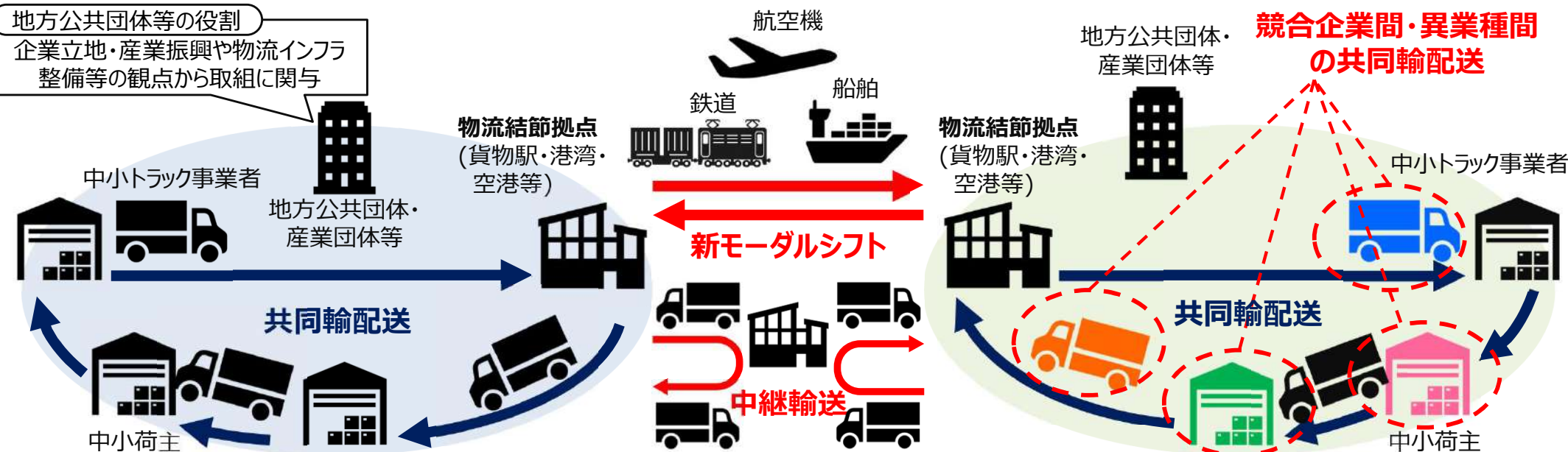
- 地域の中小荷主・トラック事業者等の事業者間連携を通じた物流生産性向上に向けて、競合企業間・異業種間の共同輸配送、陸・海・空の新モーダルシフト、中継輸送等の取組の検討や資機材等の導入などを支援。

事業概要

- 2024年4月からのトラックドライバーに対する時間外労働の上限規制や改正改善基準告示の適用により、長距離ドライバーの担い手不足が深刻化する中で、特に地方部において地場の工業製品や農林水産物の輸送が困難となる事態に対応するとともに、2028年に予定されているトラック適正化2法の施行を見据えた中小トラック事業者の経営体質の改善が急務。
- これらの事態に対応するため、地域の中小荷主・トラック事業者等の事業者間連携を通じた物流生産性向上に向けた競合企業間・異業種間の共同輸配送、陸・海・空の新モーダルシフト、中継輸送等の取組の検討や資機材等の導入などを支援。

地方公共団体等の役割

企業立地・産業振興や物流インフラ整備等の観点から取組に関与



補助対象・補助率等

- 補助対象：地域の産業団体・経済団体や中小荷主・トラック事業者、地方公共団体（任意）等が参画した協議会
- 補助率等：1 協議会当たり最大0.75億円（検討経費：最大0.25億円(定額) + 事業費：最大0.5億円(補助率1/2等)）

業種分野横断的な物流標準化の取組

・官民物流標準化懇談会

議題：ハード・ソフト含むすべての物流各項目（パレット・外装サイズ、外装表示、伝票、データ・物流用語等）の業種分野横断的な標準化

パレット

- パレット標準化推進分科会 最終とりまとめ(令和6年6月28日公表)
- ・パレット標準化推進分科会

コンテナ等

- モーダルシフト推進・標準化分科会「各検討事項に関する方向性と施策」（令和5年11月29日公表）
- モーダルシフト推進・標準化分科会「新たなモーダルシフトに向けた対応方策」（令和6年11月22日公表）
- ・モーダルシフト推進・標準化分科会

日本物流団体連合会・
物流標準化調査小委員会

【ソフトの標準化】SIPスマート物流サービス

- 物流情報標準ガイドライン-ver.2.01-（令和5年2月2日公表）

連携
協力

業種分野ごとの物流標準化の取組

加工食品分野

- 加工食品分野における物流標準化アクションプラン（令和2年3月27日公表）
- ・加工食品分野における物流標準化研究会
- ・加工食品分野における物流標準化アクションプラン フォローアップ会

青果物分野

- 青果物流通標準化ガイドライン（令和5年3月28日公表）
- ・青果物流通標準化検討会

紙加工品分野

- 紙加工品（衛生用品分野）におけるアクションプラン（令和4年4月18日公表）
- ・紙加工品（衛生用品分野）物流研究会

菓子（スナック・米菓）分野

- 菓子物流（スナック・米菓系）におけるパレット標準化ガイドライン（令和6年5月第2版公表）
- ・菓子パレット標準化促進協議会

花き分野

- 花き流通標準化ガイドライン（令和5年3月24日公表）
- ・花き流通標準化検討会

■ 策定の背景・目的

- 物流業界では、書面手続や対人・対面によるプロセスの多さ、トラック積載効率の低迷等が大きな課題となっている。また、各企業個別にデジタル化を図った結果、相互に円滑な情報の受け渡しがしにくく、サプライチェーン全体としての効率性が損なわれている。
- 解決策の1つであるデジタル技術の活用、データの可視化・連携のためには、その前提として情報に関する標準化が必要であり、「総合物流施策大綱（2021年度～2025年度）」でも、物流・商流データ基盤の構築等をはじめとした標準化の推進の重要性が盛り込まれている。
- 本ガイドラインは、広範囲でのデータ連携などによる物流の効率化・生産性向上のために必要なメッセージやデータ項目の標準形式を定めるものである。

■ 構成

- 「物流XML/EDI標準」や「UN/CEFACT」「ISO」「GS1」など、物流分野の国内標準、グローバルなコード体系をベースに規定

物流業務プロセス標準 (物流業務プロセスの標準化)

物流業務におけるデータ交換の標準的手順を規定。運送計画や集荷、入在庫、配達などのプロセス単位に、誰が、誰に対し、どの情報を、どの順序で受け渡すのかについて記載。(例:「入庫プロセス」では、寄託者Aが倉庫事業者に対し、「入庫予定情報」を送信。倉庫事業者は入庫作業後に、「入庫報告情報」を、寄託者Aに送信 等)

物流メッセージ標準 (物流情報標準メッセージレイアウト)

物流業務におけるデータ交換の際に必要なデータ項目や、データ項目の定義、値の型(属性と最大桁数)等を定義。(例:「入庫予定情報」には、「入庫予定日」「貨物明細」「荷届先」等の情報を含め、「入庫予定日」の値の型は英数型の8桁とする 等)

物流共有マスタ標準 (物流情報標準共有マスタ)

各業界PF(業界ごとの利用モデル)が共通マスタとして使用する事業所情報、車輛情報、商品情報、輸送容器情報について、必要なデータ項目やデータ項目の定義、値の型(属性と最大桁数)等を定義。(例:「車輛マスタ」には、「自動車登録番号」「車輛種別」「最大積載量」等の情報を含め、「自動車登録番号」の値の型は文字型の24桁とする 等)

コード標準化に対する方針

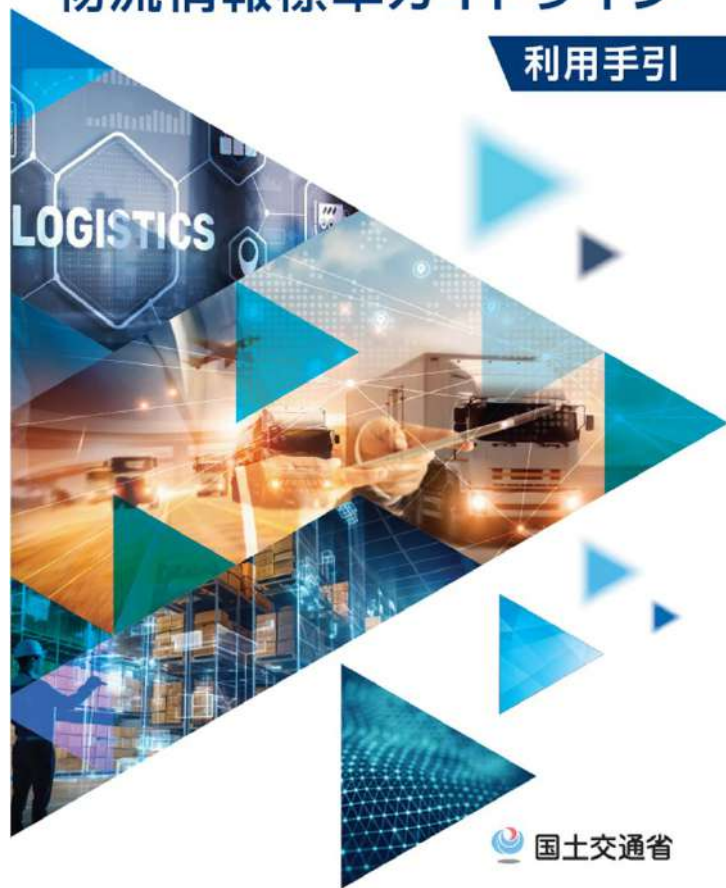
物流情報標準メッセージレイアウトおよび物流情報標準共有マスタで使用する日付表現や場所コード、企業コード、商品コード、出荷梱包コード等について、必須コードと推奨コードを規定。

- 「物流情報標準ガイドライン」掲載先：
<https://www.lisc.or.jp>
- システム構築にあたっては、物流情報標準ガイドラインへの準拠をご検討ください。
- 物流情報標準ガイドラインに関するお問合せは、上記ガイドライン掲載サイト内の問合せ先をご参照ください。



	必須	推奨	業界により推奨
When	ISO 8601-1:2019[ISO] JIS X 0301[JIS]	-	-
Where	郵便番号コード[日本郵便]	位置情報コード[SIPSマート物流サービス] UNLOCODE港及び地名コード[UN/CEFACT] GLN(企業・事業所識別コード)[GS1]	-
What	自動車登録番号 【国土交通省】	GTIN(商品識別コード)[GS1] SGTIN(商品用の個別識別コード)[GS1] GRAI(リターナブル資産識別コード)[GS1] SSCC(出荷梱包シリアル番号)[GS1] コンテナ番号ISO6346[ISO] 空輸貨物用機材識別番号(専用コンテナ・パレット)ULD No.[航空ヤマト] 船舶識別番号IMO番号[IMO] 航空会社コードIATA No.[IATA], ICAO No.[ICAO]	医薬品及び医療機器の商品マスタとして 保存・活用されているMEDISのコード
Who	法人番号【国税庁】	基本GLN[GS1]	業界VANとして保存・活用するFINET、 フラネット、MD-Net、MD8で利用される 取引先コード

- 物流情報標準ガイドライン



1

共同輸配送や帰り荷確保等のためのデータ連携促進支援事業

複数の荷主・物流事業者等で構成される協議会に対し、物流データの標準形式を定めた「物流情報標準ガイドライン」※に準拠したデータ連携を通じて共同輸配送や帰り荷確保、配車・運行管理の高度化等に取り組む場合のシステム構築・改修等を支援。

【補助上限・補助率】 1件あたり最大4,000万円程度（補助率1/2）

中小物流事業者の労働生産性向上事業費補助金
（共同輸配送や帰り荷確保等のための物流データ連携促進支援事業）



物流データ標準化 による効率化を検討されている
荷主企業・物流事業者等

から成る協議会の方々へ

補助対象者

複数の荷主企業等から構成される協議会

<協議会の構成>

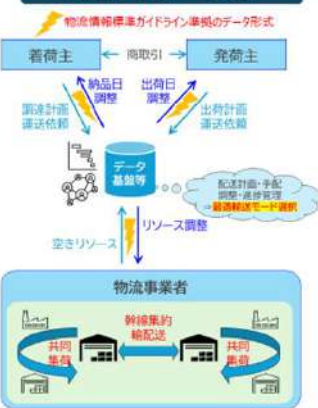
- ・荷主企業2社以上（必須）
- ・物流事業者（貨物運送事業者、倉庫業者等）
- ・その他物流に係る関係者（物流システム事業者等）

補助対象となる事業

当該協議会において「物流情報標準ガイドライン」を活用したデータ連携を行うことで、共同輸配送、帰り荷確保、保管・輸送経路の最適化等の物流効率化に取り組む実証事業

※ 補助対象経費については、2ページ目に記載のとおり

取組イメージ例



補助率

補助対象経費の

1/2 以内で交付
（上限あり）

1協議会あたりの補助金上限額は
4千万円となります。
※予算規模1億円

申請受付期間

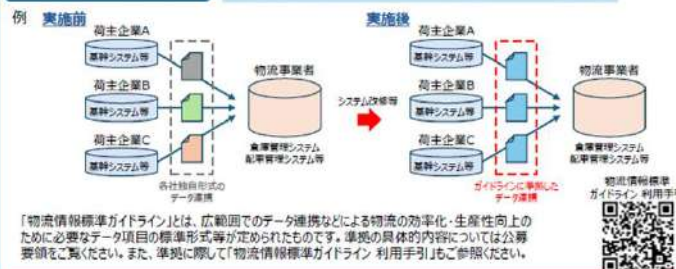
令和8年4月6日（月）14時～
同年6月5日（金）17時
必着

事業実施期間

交付決定日から
令和9年2月19日（金）まで

事業の要件

物流情報標準ガイドラインへの準拠



補助対象経費

- ・ 物流情報標準ガイドラインに準拠した各種システムの導入・改修、クラウドサービスの利用等にかかる費用
- ・ その他、共同物流の実施に際して要する費用のうち事務局が認めた費用（例：共同物流運賃、共同倉庫利用料 等）

※上記に関連する費用でも、内容によって対象とならない場合がございます。詳細は公募要領をご確認ください。

申請に当たっての注意点、補助対象要件、申請書類等の詳細は専用ホームページを必ずご確認ください。

専用ホームページURL： <https://meet.jmac.co.jp/datarenkei-r8>

ホームページから申請書類をダウンロードしていただき、メールにてご申請ください。



お問い合わせ先

株式会社日本能率協会コンサルティング
物流データ連携促進支援事務局
datarenkei-jigyo2026@jmac.co.jp

7月31日(金)17:00まで
公募受付中

補助事業特設ページ

